



公 示

公示第2号

「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」
の一部改正について

「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年
9月30日付け公示第54号）について、別添のとおり一部改正する。
なお、この公示は、平成30年7月1日から施行する。

平成30年4月6日

北陸信越運輸局長 江 角 直 樹



一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（新旧対照表）

新	旧
<p>公示第54号</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条、タクシ一業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号。以下「タク特法」という。）第52条第1項及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「タクシ一適正化・活性化法」という。）第17条の3第1項の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととする。</p> <p>なお、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成14年1月17日付け国自総第414号、国自旅第139号、国自整第137号。以下「14年通達」という。）は、廃止する。</p> <p>平成21年9月30日</p> <p>1. ～6. (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (平成30年4月6日付け公示第2号で一部改正)</p> <p>1 この公示は、平成30年7月1日から施行する。</p> <p>2 平成30年6月30日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。</p>	<p>公示第54号</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条、タクシ一業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号。以下「タク特法」という。）第52条第1項及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「タクシ一適正化・活性化法」という。）第17条の3第1項の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととする。</p> <p>なお、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成14年1月17日付け国自総第414号、国自旅第139号、国自整第137号。以下「14年通達」という。）は、廃止する。</p> <p>平成21年9月30日</p> <p>1. ～6. (略)</p> <p>附 則 (略)</p>
<p>北陸信越運輸局長 後 藤 靖 子</p>	<p>北陸信越運輸局長 後 藤 靖 子</p>

〇一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準 新旧対照表

適用条項	違反行為	新	旧
適用条項	違反行為	基準日車等 再違反	基準日車等 再違反
運送法第27条第3項 運輸規則第3条第2項	輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項 苦情処理の記録、保存義務違反 1 記録なし 2 記載事項の不備 3 記録の改ざん、不実記載	10日車 10日車 120日車	警告 警告 30日車
運輸規則第21条第1項	1 「旅客自動車運送事業者運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び業務時間」に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号、以下「勤務時間等告示」という。))に従った勤務時間及び業務時間の設定違反 ①設定不適切(※) ②未設定(※) 2 勤務時間等告示の遵守違反(注1) ①各事項の未遵守計5件以下(※) ②各事項の未遵守計6件以上15件以下(※) ③各事項の未遵守計16件以上(※)(注2)	10日車 (15日車) 20日車 (30日車)	警告 (警告) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車)
運輸規則第21条第5項	(注1) 1 1箇月の勤務時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、上記の日車数として計上し処分日車数を算出するとともに、さらに別立てで次のとおり処分日車数を算出し、上記の処分日車数に合算する。 ① 各事項の未遵守計1件 10日車 ② 各事項の未遵守計2件以上 20日車 (注2) 通達本文4. ①④ハハに該当するものを除く。 1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注) ①未受診者1名 10日車 ②未受診者2名 20日車 ③未受診者3名以上 40日車 2 疾病、疲労等による乗務 80日車 3 薬物等使用乗務 160日車 (注) 疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内(注)に法定の健康診断を受診していない状態で乗務させることをいう。	警告 (警告) 20日車 (45日車) 40日車 (90日車) 80日車 (160日車) 100日車 (200日車)	警告 (警告) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車) 80日車 (160日車) 100日車 (200日車)
運輸規則第24条第5項	点呼の記録義務違反 1 記録 ①一部記録なし(※) ②全て記録なし(※) 2 記載事項の不備(※) 3 記録の改ざん、不実記載(※) 4 記録の保存 ①一部保存なし(※) ②全て保存なし(※)	警告 (警告) 10日車 (15日車) 30日車 (45日車) 60日車 (90日車)	警告 (警告) 10日車 (15日車) 30日車 (45日車) 60日車 (90日車)
運輸規則第25条第3項、第4項、	乗務等の記録義務違反 1 記録(30乗務に対して) ①記録なし5件以下(※) ②記録なし6件以上(全て記録なしを除く。)(※) ③全て記録なし(※) 2 記載事項の不備(※) 3 記録の改ざん、不実記載(※) 4 記録の保存 ①一部保存なし(※) ②全て保存なし(※)	警告 (警告) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車) 60日車 (90日車)	警告 (警告) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車) 60日車 (90日車)

運輸規則第26条第2項	運行記録計による記録義務違反 1 記録(運行記録計による記録が必要な30乗務に対して) ①記録なし5件以下(◎) ②記録なし6件以上(全て記録なしを除く。)(◎) ③全て記録なし(◎) 2 記録の改ざん・不実記載(◎) 3 記録の保存 ①一部保存なし(◎) ②全て保存なし(◎)	警告 10日車 20日車 30日車 60日車	10日車 20日車 60日車	運行記録計による記録義務違反 1 記録(運行記録計による記録が必要な30乗務に対して) ①記録なし5件以下(◎) ②記録なし6件以上(全て記録なしを除く。)(◎) ③全て記録なし(◎) 2 記録の改ざん・不実記載(◎) 3 記録の保存 ①一部保存なし(◎) ②全て保存なし(◎)	警告 10日車 20日車 30日車 60日車	10日車 20日車 60日車
運輸規則第38条第1項	運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存 1 記録 ①一部記録なし ②全て記録なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存義務違反	警告 10日車 40日車 警告 10日車 60日車	10日車 80日車 10日車 120日車	運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存 1 記録 ①一部記録なし ②全て記録なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存義務違反	警告 10日車 40日車 警告 10日車 60日車	10日車 80日車 10日車 120日車
運輸規則第40条第3項	地理・応接の指導監督の記録、保存義務違反 1 記録 ①一部記録なし ②全て記録なし 2 記録の改ざん・不実記載	警告 10日車 60日車	10日車 120日車	地理・応接の指導監督の記録、保存義務違反 1 記録 ①一部記録なし ②全て記録なし 2 記録の改ざん・不実記載	警告 10日車 60日車	10日車 120日車
運輸規則第45条 (車両法第49条)	点検整備関係義務違反 1 点検整備記録簿等の記載義務違反等 ①未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ②未記載3枚以下 ③未記載4枚 2 記載不適切 3 記録の改ざん・不実記載	警告 3日車×違反車両数 10日車 60日車	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車 120日車	点検整備関係義務違反 1 点検整備記録簿等の記載義務違反等 ①未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ②未記載3枚以下 ③未記載4枚 2 記載不適切 3 記録の改ざん・不実記載	警告 3日車×違反車両数 10日車 60日車	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車 120日車
運送法第29条	自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反 1 未届出 2 虚偽届出	10日車 60日車	20日車 120日車	自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反 1 未届出 2 虚偽届出	10日車 40日車	20日車 80日車
運送法第30条第2項	事業者の健全な発運を阻害する競争 1 営業類似違法行為を行う自動車利用 2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が ①未加入者1名 ②未加入者2名 ③未加入者3名以上	警告 10日車 20日車 40日車	80日車×違反車両数	事業者の健全な発運を阻害する競争 1 営業類似違法行為を行う自動車利用 2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が ①未加入者1名 ②未加入者2名 ③未加入者3名以上	警告 10日車 20日車 40日車	80日車×違反車両数
運送法第86条第1項	許可等の条件又は期限違反 1 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が ①未加入者1名 ②未加入者2名 ③未加入者3名以上	警告 10日車 20日車 40日車	10日車 40日車 80日車	許可等の条件又は期限違反 1 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が ①未加入者1名 ②未加入者2名 ③未加入者3名以上	警告 10日車 20日車 40日車	10日車 40日車 80日車
運送法第94条第1項	報告義務違反 1 未報告 2 虚偽の報告	警告 10日車 60日車	10日車 120日車	報告義務違反 1 未報告 2 虚偽の報告	警告 10日車 40日車	10日車 80日車
かつ一業務適正化特別措置法 第51条第1項	報告義務違反等 1 未報告 2 虚偽の報告 3 検査拒否、虚偽陳述	警告 60日車 通達本文4. (1)④及び6. (1)⑥による	10日車 120日車	報告義務違反等 1 未報告 2 虚偽の報告 3 検査拒否、虚偽陳述	警告 40日車 通達本文4. (1)④及び6. (1)⑥による	10日車 80日車
かつ一適正化・活性化法	報告義務違反			報告義務違反		

第16条の2 外ヶ一適正化・活性化法 第17条第1項	1 未報告 2 虚偽の報告 報告義務違反 1 未報告 2 虚偽の報告	警告 60日車	10日車 120日車	第16条の2 外ヶ一適正化・活性化法 第17条第1項	1 未報告 2 虚偽の報告 報告義務違反 1 未報告 2 虚偽の報告	警告 40日車	10日車 80日車
第16条の2 外ヶ一適正化・活性化法 第17条第1項	1 未報告 2 虚偽の報告 報告義務違反 1 未報告 2 虚偽の報告	警告 60日車	10日車 120日車	第16条の2 外ヶ一適正化・活性化法 第17条第1項	1 未報告 2 虚偽の報告 報告義務違反 1 未報告 2 虚偽の報告	警告 40日車	10日車 80日車